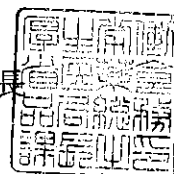




薬食総発 0501 第 4 号
薬食監麻発 0501 第 5 号
平成 27 年 5 月 1 日

日本一般用医薬品連合会会長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長



厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長



平成 26 年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

平素より厚生労働行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、薬局・薬店が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等についての調査を平成 21 年度から毎年度行っています。平成 26 年度の調査は、一般用医薬品のインターネット販売に関する法施行後の状況について、要指導医薬品の店舗での販売状況も対象に加え調査を行い、今般、調査結果を取りまとめたので、別添のとおりお知らせします。

今回の調査では、店舗での要指導医薬品の販売において、「購入者が使用者本人であることの確認があった」のが 80.1%、インターネット販売での第 1 類医薬品の販売において、「情報提供があった」のが 53.2%であるなど、必ずしもすべての薬局・薬店において新しい販売ルールが徹底されていない結果が確認されています。

つきましては、貴会傘下業者に対し、より一層の医薬品の販売制度の遵守徹底を図るよう、周知をお願いいたします。

なお、別添写しのとおり、各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）長宛て通知し、より一層の販売制度の遵守徹底を依頼しています。

平成26年度医薬品販売制度実態把握調査結果について (概要)

平成27年5月
医薬食品局総務課

1. 調査の目的

消費者が薬局や薬店において購入可能な医薬品の販売実態を、一般消費者からの目線で調査することにより、医薬品販売の適正化を図る。

2. 調査の内容

注) 委託により実施 (委託先: ソフトブレン・フィールド株式会社)

(1) 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査

一般消費者である調査員が、全国5,096件の薬局・店舗販売業者の店舗を訪問し、医薬品の販売ルールに係る事項等に関し店舗での販売状況等について調査 (調査期間は平成26年10月～12月)

(主な調査項目)

- ①従事者の区別状況
- ②要指導医薬品の販売方法 (本人確認、薬剤師による販売)
- ③一般用医薬品の情報提供、相談対応の状況 等

(2) 薬局・店舗販売業の特定販売 (インターネット販売) に関する調査

特定販売の届出を行い、インターネットで一般用医薬品を販売しているサイト496件を対象に、医薬品の販売ルールに係る事項等に関しインターネットでの販売状況等について調査 (調査期間は平成26年10月～12月)

(3) 配置販売に関する調査

配置販売を利用している調査員が、調査期間中に配置販売業者の訪問を受けた55件について、販売ルールに係る事項等を調査 (調査期間は平成26年10月～11月)

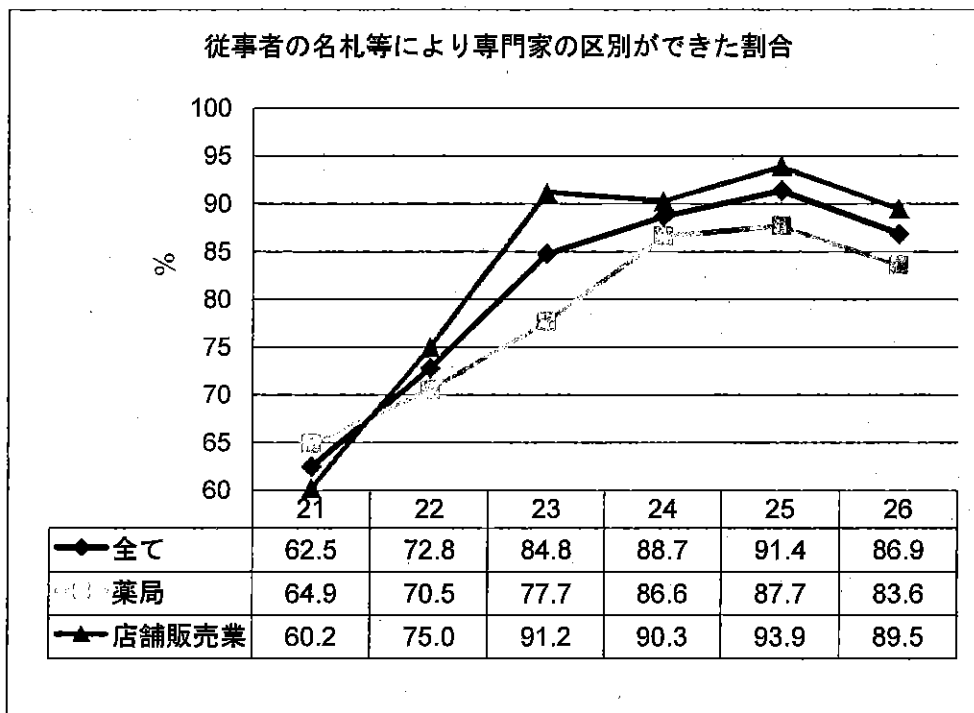
3. 主な調査結果 (括弧内の数字は昨年度の結果)

(小数第2位を四捨五入しており、合計が100%とならない場合があります)

(1) 薬局・店舗販売業の店舗販売に関する調査

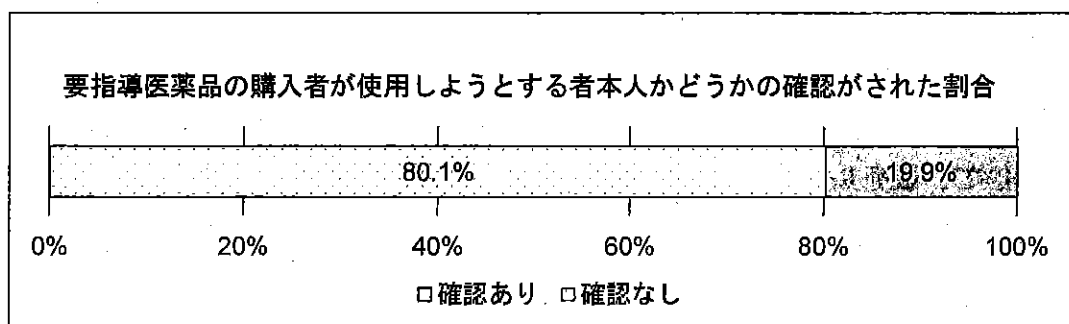
① 従事者の名札等により専門家の区別ができたか：

区別できた 86.9%(91.4%) / 区別できなかった等 13.1%(8.6%)



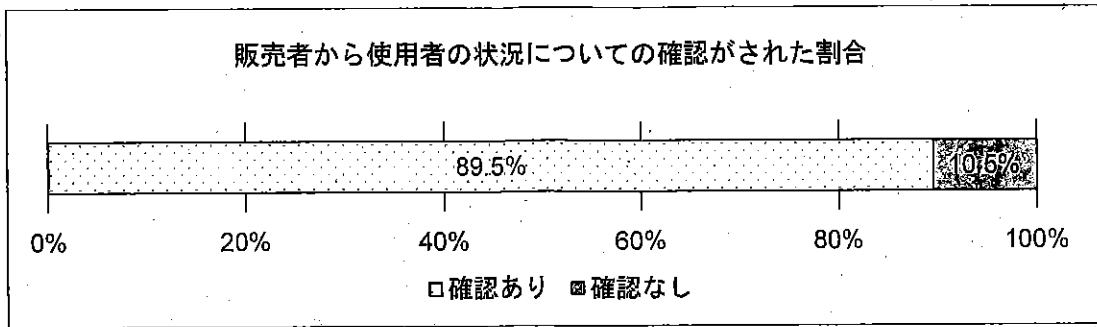
※平成21年度から25年度は「名札を付けていたかどうか」を調査

② 要指導医薬品の購入者が使用しようとする者本人かどうかの確認：



※本年度新規調査項目のため前年度までのデータはなし

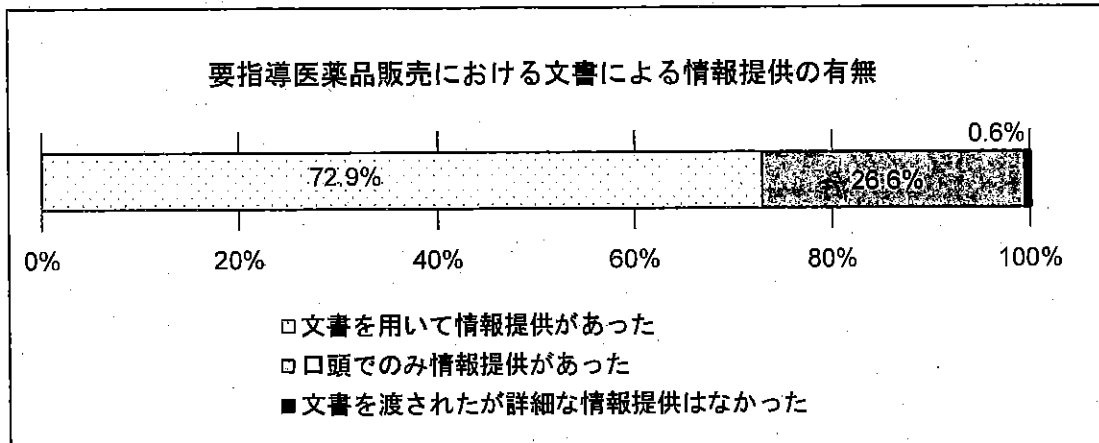
③ 要指導医薬品販売時における使用者の状況（*）についての確認：



※本年度新規調査項目のため前年度までのデータはなし

* 年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

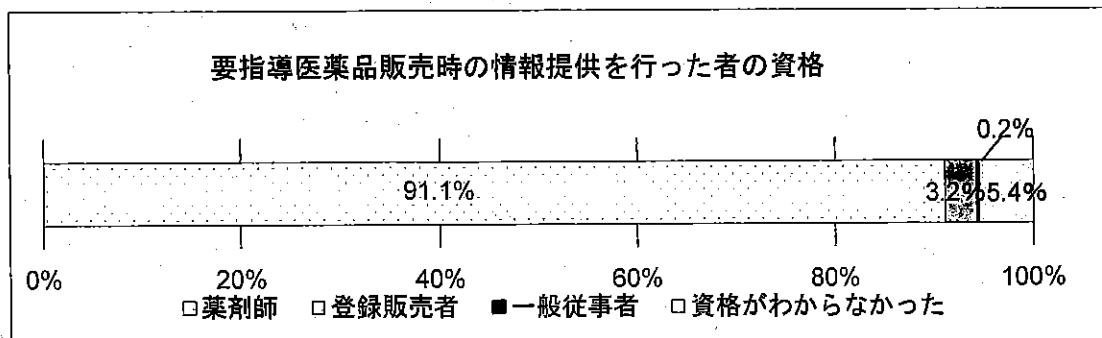
④ 要指導医薬品販売における文書による情報提供の有無：



※本年度新規調査項目のため前年度までのデータはなし

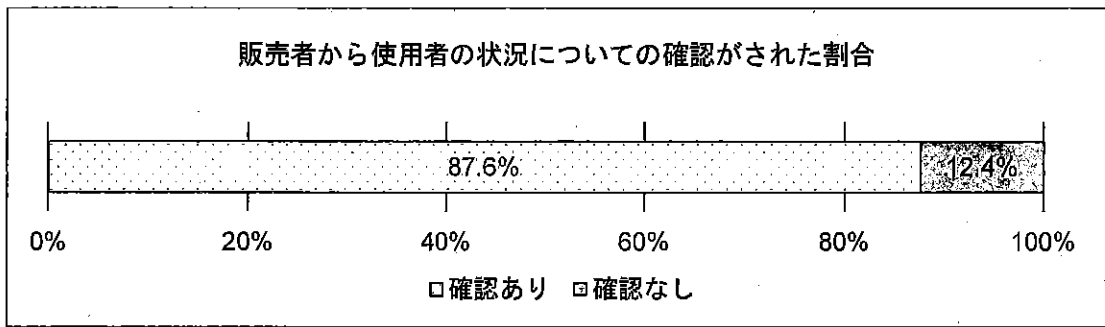
※情報提供があった店舗（96.1%）について、そのうち文書を用いて情報提供があった等の数値

⑤ 要指導医薬品販売時の情報提供を行った者の資格：



※本年度新規調査項目のため前年度までのデータはなし

⑥ 第1類医薬品販売時における使用者の状況(*)についての確認:

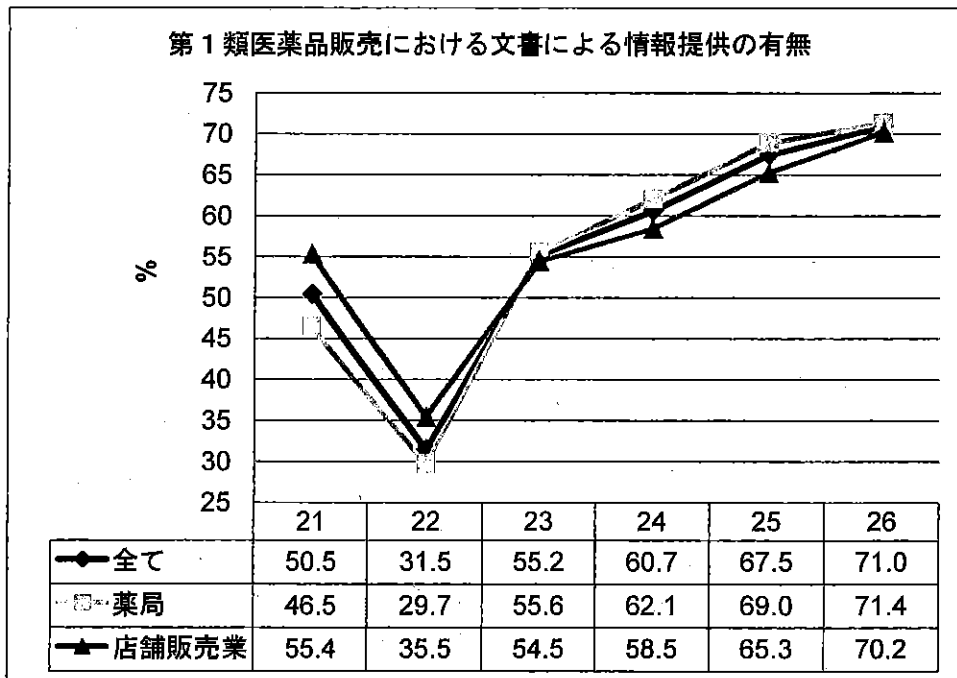


※本年度新規調査項目のため前年度までのデータはなし

*年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

⑦ 第1類医薬品販売における文書による情報提供の有無:

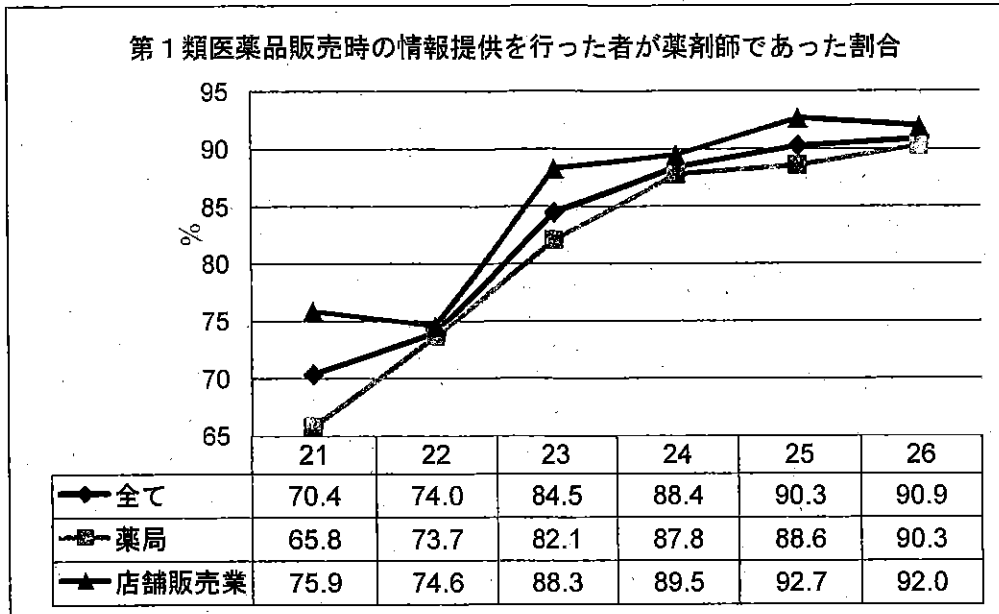
文書を用いて情報提供があった 71.0% (67.5%) / 文書を渡されたが詳細な説明がなかった 0.8% (1.8%) / 口頭のみでの説明だった 28.2% (28.3%)



※情報提供があった店舗(平成26年度93.8%)について、そのうち文書を用いて情報提供があった等の数値

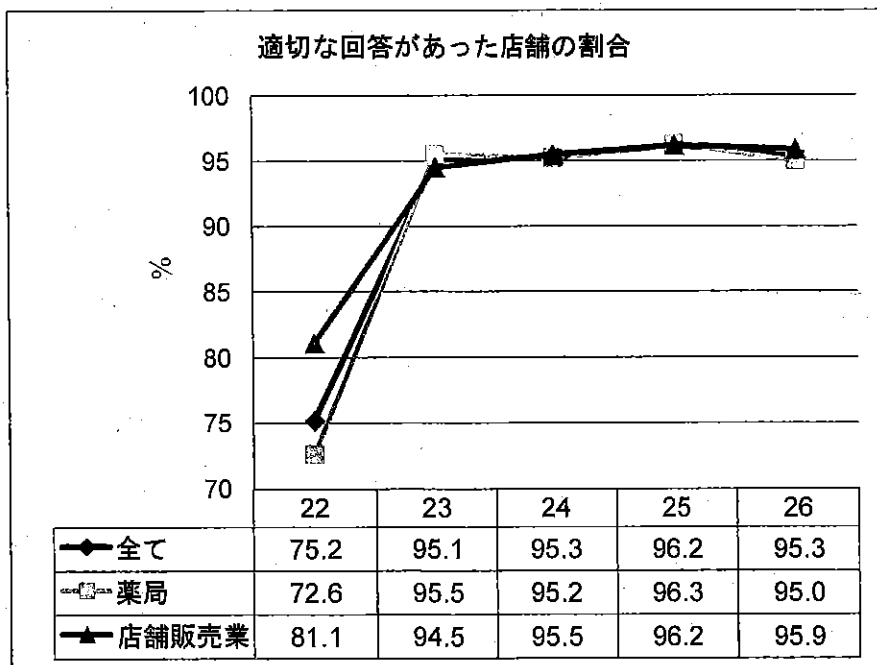
⑧ ⑦の情報提供を行った者の資格：

薬剤師 90.9% (90.3%) / 登録販売者 2.9% (4.0%) / 一般従事者 0.6% (0.9%) / 名札未着用等のため不明 5.6% (4.9%)



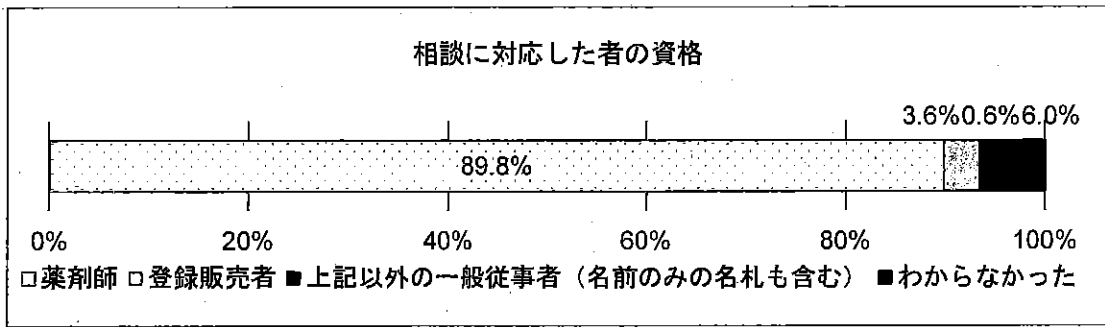
⑨ 第1類医薬品に関する相談に対し、適切な回答があったか (*):

適切な回答があった 95.3% (96.2%) / 適切な回答がなかった 4.7% (3.8%)



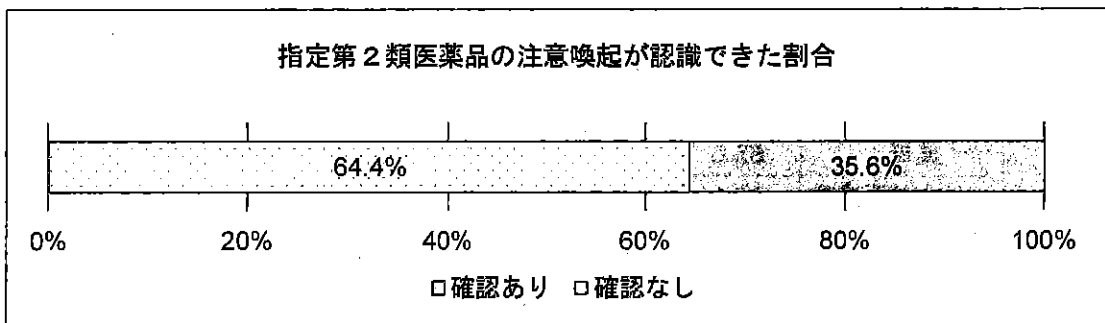
* 「子供に飲ませても（使用しても）大丈夫か」、「この薬を飲むと眠くなるか」、「他の薬を飲んでいると一緒に飲んでも大丈夫か」等を質問し、それに対応する注意事項（添付文書に記載されている事項）等が回答された場合を「適切な回答があった」とした

⑩ ⑨の相談に対応した者の資格：



※本年度新規調査項目のため前年度までのデータはなし

⑪ 指定第2類医薬品の注意喚起（*）が認識できた割合：



※本年度新規調査項目のため前年度までのデータはなし

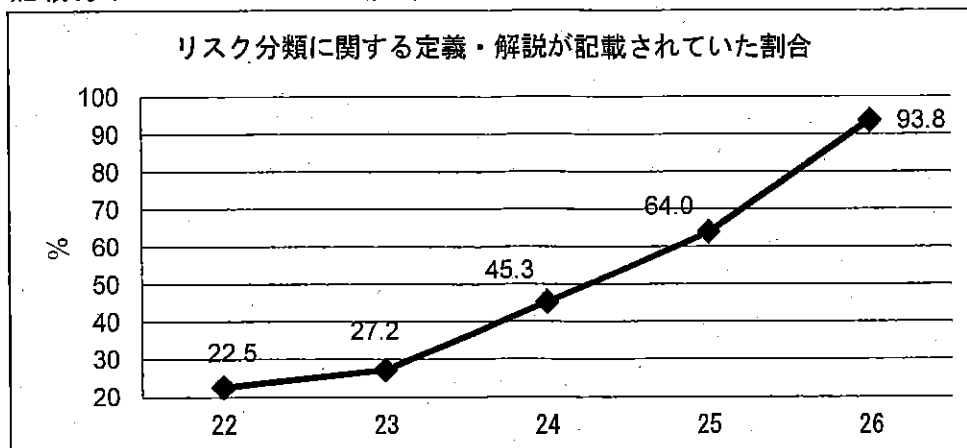
* 「禁忌を確認すること」、「薬剤師又は登録販売者に相談すること」を勧める旨

(2) 特定販売（インターネット販売）に関する調査

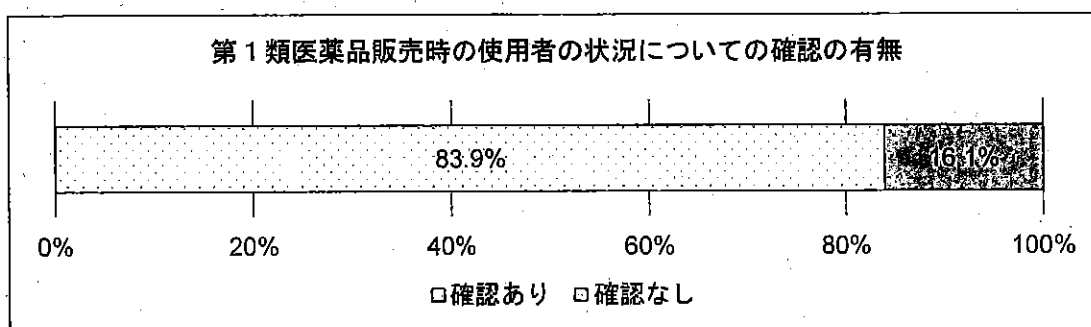
① ホームページへの表示事項の記載状況

・リスク分類に関する定義・解説：

記載あり 93.8% (64.0%) / 記載なし 6.2% (36.0%)



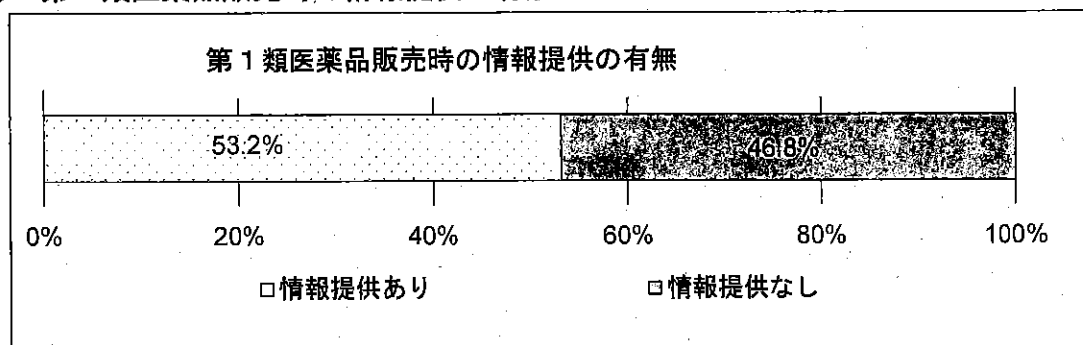
② 第1類医薬品販売時の使用者の状況(*) についての確認状況：



※本年度新規調査項目のため前年度までのデータはなし

* 年齢、症状、他の医薬品の使用の状況等

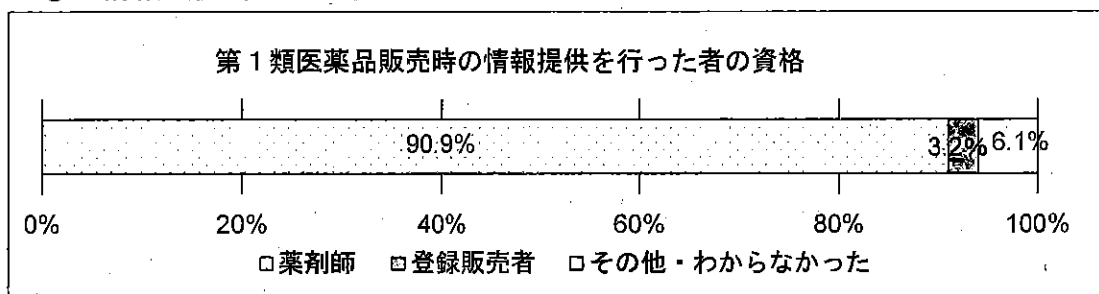
③ 第1類医薬品販売時の情報提供の有無



※本年度新規調査項目のため前年度までのデータはなし

※情報提供はすべてメールにより実施

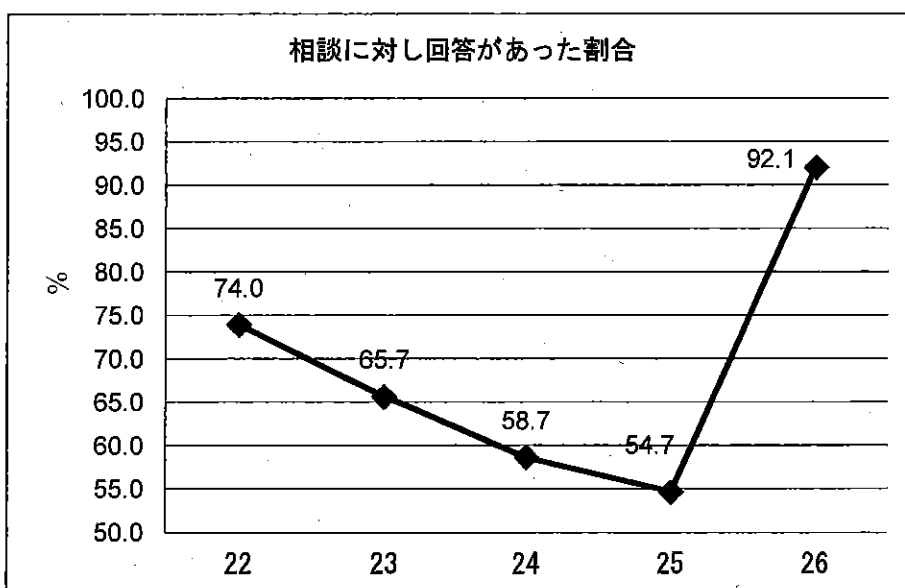
④ ③の情報提供を行った者の資格：



※本年度新規調査項目のため前年度までのデータはなし

⑤ 第1類医薬品販売時の相談に対し回答があったかどうか：

回答あり 92.1% (54.7%) / 回答なし 7.9% (45.3%)

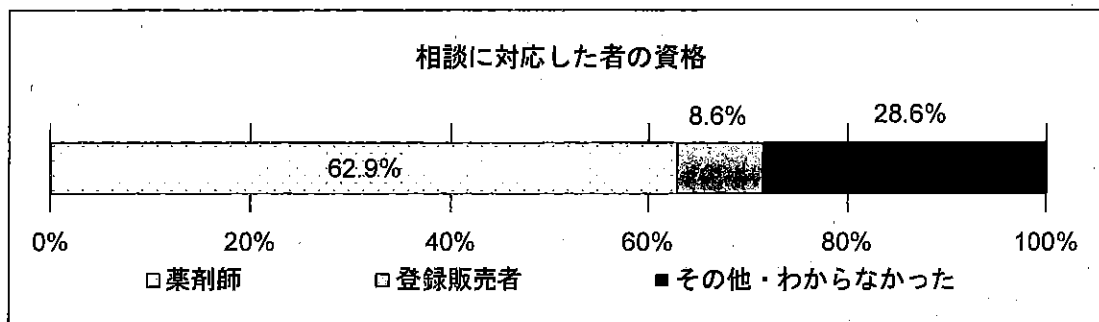


※平成22年度から25年度はリスク区分に限らずランダムに相談し返信があった割合

※平成26年度はリスク区分ごとに調査(「92.1%」は第1類医薬品における回答状況)

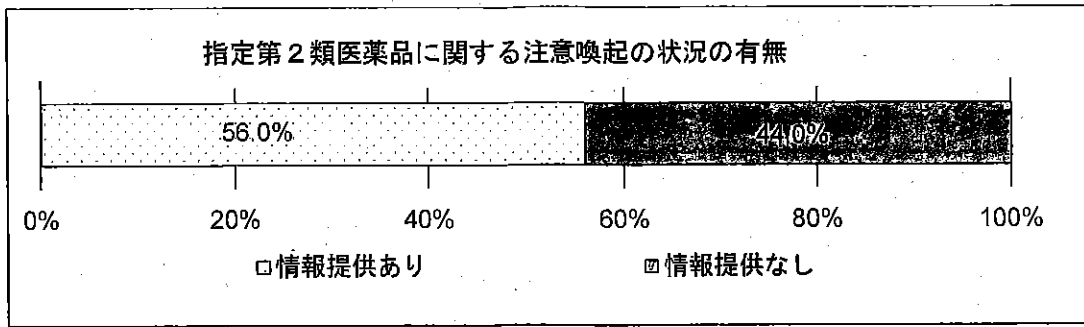
なお、相談に対し、適切な回答があったのは86.8%

⑥ ⑤の相談に対応した者の資格：



※本年度新規調査項目のため前年度までのデータはなし

⑦ 指定第2類医薬品に関する注意喚起(*)の状況:



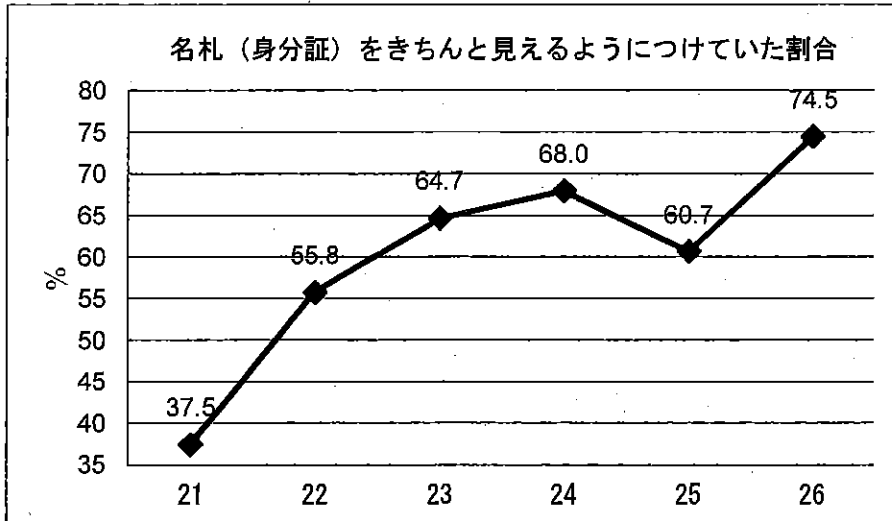
※本年度新規調査項目のため前年度までのデータはなし

*「禁忌を確認すること」、「薬剤師又は登録販売者に相談すること」を勧める旨

(3) 配置販売に関する調査

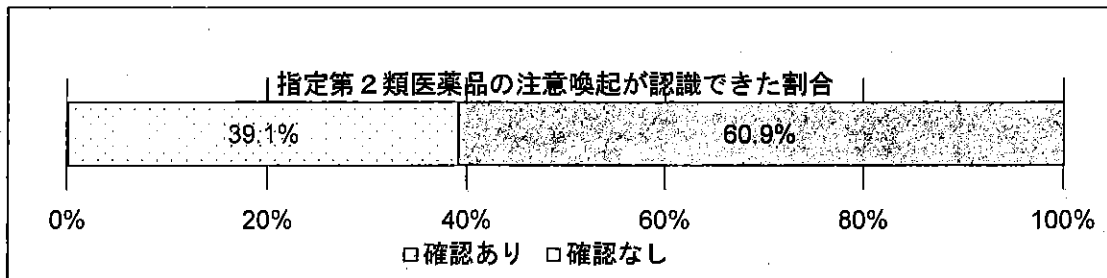
① 名札（身分証）をきちんと見えるようにつけていたかどうか：

きちんと見えるようにつけていた 74.5% (60.7%) / よく見えなかった（裏返っているなど） 5.5% (10.7%) / つけていなかった 20.0% (28.6%)



※「つけていなかった」には「つけているかどうかもわからなかった」も含む。

② 指定第2類医薬品に関する注意喚起（*）の状況：



※本年度新規調査項目のため前年度までのデータはなし

* 「禁忌を確認すること」、「薬剤師又は登録販売者に相談すること」を勧める旨

(写)

別添

薬食総発 0501 第 1 号
薬食監麻発 0501 第 2 号
平成 27 年 5 月 1 日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長
厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
(公印省略)

平成 26 年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

厚生労働省では、薬局・薬店が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等についての調査を平成 21 年度から毎年度行っています。平成 26 年度の調査は、一般用医薬品のインターネット販売に関する法施行後の状況について、要指導医薬品の店舗での販売状況も対象に加え調査を行い、今般、調査結果を取りまとめたので、別添のとおりお知らせします。

今回の調査では、店舗での要指導医薬品の販売において、「購入者が使用者本人であることの確認があった」のが 80.1%、インターネット販売での第 1 類医薬品の販売において、「情報提供があった」のが 53.2%であるなど、必ずしもすべての薬局・薬店において新しい販売ルールが徹底されていない結果が確認されています。

つきましては、関係事業者への指導等、より一層の医薬品販売制度の遵守徹底をお願いいたします。

医薬品販売制度実態把握調査について

本通知には「調査報告書」を元にとりまとめた調査結果概要を同封しています。

「調査報告書」本文はホームページ上で公開しています。

下記アドレスからダウンロードが可能です。

プレスリリースのページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000084382.html>

医薬品販売のページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082514.html>